

数理・データサイエンス・AI 教育プログラム運営委員会要項

(総則)

第1条 本要項は、数理・データサイエンス教育研究センター運営要項第6条の規定に基づき設置する数理・データサイエンス・AI 教育プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 運営委員会は、学士課程における「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」（以下「プログラム」という。）の実施を通じて、専攻分野を問わず、学生が数理・データサイエンス・AI への関心を高め、それを活用する知識及び技術を身につけ、デジタル・トランスフォーメーションにより大きく変革する社会で活躍する能力を身につけることを目的とする。

(職務)

第3条 運営委員会は、前条の目的を達成するため、以下の職務を行う。

- (1) プログラムに係る授業科目の編成及び運営に関すること
- (2) プログラムに係る教育方法の研究及び開発に関すること
- (3) プログラムの自己点検・評価に関すること
- (4) プログラムに係る情報の公開に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要なこと

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、運営委員会の管理運営に必要な事項及び要項の改廃は運営委員会で定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。